三条市共同募金委員会 簡易ベンチ設置費助成要領

(目 的)

第1条 この要領は、三条市内の地域住民が日常的に使用する場所へ、簡易ベンチ(以下「ベンチ」という。)を設置するための費用を助成することにより、憩いの場としての機能を高めることを目的に実施する。

(設置基準)

- 第2条 ベンチの設置基準は、下記のとおりとする。
 - (1) ベンチの設置場所は自治会が管理する場所であること。
 - (2) ベンチを設置するに適していること。
 - (3) 設置場所周辺に危険なものがないこと。
- 2 助成を受けた自治会は、ベンチの日常点検等に細心の注意を払い管理しなければならない。

(助成金の額等)

- 第3条 三条市共同募金委員会長(以下「会長」という。)は、予算の範囲内において助成金を交付することができる。
- 2 助成金の額は、次の額を限度とする。

1基 35,000円

ただし、1,000円未満の端数は自治会の負担とする。

(助成金の申請)

第4条 ベンチ設置費の助成を受けようとする自治会は、ベンチ設置費助成金交付申請書(様式第1号)になるべく2人以上の者からの見積書(「赤い羽根共同募金」の名入れ代含む)を添付し、定められた期日までに会長宛に提出するものとする。

(助成金の交付決定)

第5条 会長は、前条の申請があった場合は、提出書類の審査を行い、助成すること が適当と認めた場合は、助成金交付決定通知書(様式第2号)により通知する。

(事業の実施)

第6条 交付決定通知を受けた自治会は、交付申請書に基づき、ベンチの設置工事を 実施する。 (事業完了報告)

第7条 ベンチの設置が完了した自治会は、完了報告書兼請求書兼振込申込書(様式 第3号)に必要書類を添付し、会長宛に提出するものとする。

(助成金の交付)

第8条 会長は、自治会から提出された報告書について内容を審査のうえ、適正と認めた場合に助成金の交付を行う。

(その他)

第9条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要領は、平成27年4月1日から実施する。

附 則

この要領は、平成29年5月11日から実施する。